

第一条 国債ノ發行価格、利率、償還期限其ノ他之ヲ定ム

前項ノ國債ニ關スル事務ハ財務大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ取扱ハシム

第一項ノ規定ハ借入金及一時借入金ノ借入、元金償還及利子仕払ニ付之ヲ準用ス

第二条 國債ニ対シテハ無記名証券ヲ發行ス

國債ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ証券ヲ發行セズ

第二条ノ二 財務大臣ノ定ムル國債ハ財務大臣ノ定ムル者ニ譲渡ス場合ヲ除クノ外之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ズ

第三条 登録國債ヲ移転シ又ハ登録國債ヲ以テ質権ノ目的ト為シタルトキハ登録ヲ受クルニ非サレハ之ヲ以テ政府其ノ他ノ第三者ニ对抗スルコトヲ得ス

第四条 相続、遺贈及強制執行ノ場合ヲ除クノ外権利ノ移転ニ因ル國債ノ登録ハ其ノ利子仕払期前一箇月ヲ超エサル期間之ヲ停止スルコトヲ得

第五条 記名國債証券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタルトキハ其ノ記名者ヨリ直ニ之ヲ所管取扱銀行ニ届出ツヘシ之ヲ発見シタルトキ亦同シ前項ノ規定ニ依リ滅失又ハ紛失ノ届出ヲ為シタル者ハ届出ヲ為シタル後三箇月ヲ経過シテ仍發見セサルトキハ代証券又ハ代利札ノ交付ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ元金ノ償還期又ハ利子ノ仕払期開始以後ハ代証券又ハ代利札ノ交付ヲ為サス滅失又ハ紛失ノ届出アリタル記名國債証券又ハ其ノ利札ハ代証券又ハ代利札ノ交付ニ因リ其ノ効力ヲ失フ

第六条 無記名國債証券又ハ其ノ利札ヲ滅失又ハ紛失シタル者ハ其ノ証券又ハ利札ノ持參人ハ償還又ハ仕払ヲ受ケタル場合ニハ其ノ金額及其ノ仕払ノ日以後ノ利子ヲ弁償スヘキ旨ヲ約シテ担保ヲ提供シ其ノ元金ノ償還又ハ利子ノ仕払ヲ請求スルコトヲ得但シ取扱銀行ノ確実ト認メタル保証人ヲ立テ担保ノ提供ニ代フルコトヲ得トキハ担保ヲ以テ之ニ充テ過剰額アルトキハ之ヲ還付ス

金錢以外ノ担保ハ之ヲ公売ニ付ス

公売ニ關スル規定ハ財務省令ヲ以テ之ヲ定ム合ニ於テ之ノ証券ニ附屬スル利札中欠缺セルモノアルトキハ之ニ相当スル金額ヲ元金内ヨリ

控除ス但シ既ニ利子仕払期ノ開始シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項利札ノ所持人ハ何時ト雖其ノ利札ヲ提出シテ控除金額ノ仕払ヲ請求スルコトヲ得

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百二十条の十一（同法第五百二十条の十八（同法第五百二十条の二十二）於テ準用スル場合ヲ含ム）及第五百二十条の十九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ハ國債証券及其ノ利札ニ之ヲ適用セス

第九条 國債ノ消滅時効ハ其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ、元金ニ在リテハ十箇年、利子ニ在リテハ五箇年ヲ以テ完成ス但シ外国ニ於テ起債シタル國債（外国ニ於テ起債シタル地方債又ハ社債ニシテ國ガ元利仕払義務ヲ承繼シタルモノヲ含ム）ニ付テハ当該起債地ノ法令又ハ慣習ニ依ルコトヲ得

割賦償還ノ方法ニ依リ償還スベキ國債ノ賦金（元金ト同時ニ仕払ハルベキ利子ヲ含ム）ノ消滅時効ハ其ノ権利ヲ行使スルコトヲ得ル時ヨリ十箇年ヲ以テ完成ス

附 則 抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

新旧公債証書發行条例ニ依ル旧公債ノ賦金ニハ本法中利子ノ規定ヲ、賦札ニハ本法中利札ノ規定ヲ準用ス

國債ニ關スル現行法令中本法ノ規定ニ抵触スルモノハ其ノ効力を失フ但シ時効ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス

附 則（大正一〇年四月八日法律第四四号）抄 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

大蔵省証券条例ハ之ヲ廢止ス

附 則（昭和一四年四月一日法律第六〇号）抄 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一八年一月一〇日法律第六〇号）抄 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年五月二二日法律第一一一号）抄 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年五月二二日法律第一二号）抄 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年五月二二日法律第一三号）抄 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年五月二二日法律第一四号）抄 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則（昭和一九年五月二二日法律第一五号）抄 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

1

附 則（昭和四年一月一九日法律第四四号）抄 この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三十条の二、第百三十条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行す

る。この法律は、公布の日から施行する。第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。ただし、第百三十条の二、第百三十条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び三百六十二条の規定は、公布の日から施行す

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。